

00580

鳥取県公報

本書ノ大キサハ規定規格A五列

昭和二十七年六月六日 金曜日
第二千三百十八号

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第三十八号

鳥取県労働教育審議会設置規程

(設置及び目的)

第一條 労働教育に関する施策の樹立及びこれが運営の適正を期するため、鳥取県労働教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に答え又は労働教育に関する事項を調査審議し知事に意見を具申するものとする。

(組織)

第二條 審議会は、労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という。)、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という。)、及び公益を代表する委員(以下「

目次

- ◇規則 鳥取県労働教育審議会設置規程
- ◇告示 児童福祉施設の認可
専門技術員の資格審査
保険医の指定
保険医の異動
- 止 鳥取県木工業振興対策審議会規程外一件廃止
- 国民健康保険法に基づく條例廃止の認可
国民健康保険法に基づく條例制定の認可
造林地の指定解除
- ◇正誤 昭和二十七年二月十五日県告示第六十八号
中訂正

規 則

鳥取県労働教育審議会設置規程をここに公布する。

鳥取県公報 毎週 曜日発行(休日=当ル) 昭和二十七年六月六日 第三千三百十八号

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

公益委員」という。)各々三人をもつて組織する。
(委員の委嘱)

第三條 労働者委員は、労働組合の推せんに基づいて、使用者委員は使用者団体の推せんに基づいて、公益委員は学識経験者の中から知事がそれぞれ委嘱する。
(委員の任期)

第四條 委員の任期は一年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解囑)

第五條 知事は、委員がその職務を行うことができないと認めるとき又は委員として適しないと認めるときは、審議会に諮りその委員を解囑することができる。

(会長及び副会長)

第六條 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第七條 審議会は、知事から請求があつたとき及び会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

(議事)

第八條 審議会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員それぞれ一人以上出席し且つ定員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

第九條 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 委員の要求があつたとき又は会長が必要と認めるときは、決議に少数意見を附することができる。

(関係官吏の審議会への出席)

第十條 関係官吏は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第十一條 審議会の庶務は、労働部労政課において処理

する。
(運営)
第十二條 この規則に定めるものの外審議会の運営に關し必要な事項は、委員に諮つて会長が別に定める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二八十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五條第二項の規定による児童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	施設名称	施設所在地	定員	年月日
保育施設	富益村富益保育所	西伯郡富益村八〇七番六〇	名	昭和二十七年三月一日

鳥取県告示第二八十八号

鳥取県協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則(昭和二十四年七月鳥取県規則第六十号)に基き昭和二十七年において次のように専門技術員の資格審査を行う。

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、審査実施の期日及び場所
- 1、口答による審査の期日 昭和二十七年八月二十日
- 2、口答による審査の場所 山口県吉敷郡大内村

東郷松 東郷松崎 山榑忠興 東伯郡東郷 四〇 四月一日
崎町 町第二保 所 松崎町大字 一七二 三月二十三日

泊 村 泊保育園 山本文平 泊村大字 九〇 三月二十三日

宇谷保育 徳野行満 宇谷大字 六〇 三月二十三日

園 宇谷七五九 三月二十三日

00583

山口県農業試験場

- 二、審査を出願すべき専門項目
 - (一) 病害虫 (二) 土壤肥料 (三) 稻 (四) 麦及び雑穀 (五) 菜及びびいも類 (六) 畜産 (七) 生活改善 (八) 農機具及び畜力利用 (九) 農産加工 (十) 畜産加工 (十一) 農業経営 (十二) 果樹 (十三) 工芸作物 (十四) 農業土木 (十五) 家畜衛生 (十六) 飼料及び緑肥作物 (十七) 営農林

三、提出書類及び受付期限

(一) 審査出願書 別記様式(一)

1、受付期限

昭和二十七年六月三十日まで

2、審査出願書に添附すべき書類

(1) 履歴書 別記様式(二)

(2) 出願資格を証明する資料

(イ) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書

(ロ) 関係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料

- (3) 過去の業績報告書 別記様式(ロ)
- (4) 文献(あれば適宜)

(二) 審査課題に対する答案

1、審査課題の発表

受審有資格者に七月五日までに通知する。

2、作成要領

字数は四〇〇字詰原稿用紙二〇枚(八、〇〇〇字)以内とする。但し図表はこの限りでない。

3、提出部数

二部作成提出のこと。

4、課題答案の提出締切期日

昭和二十七年八月五日

四、審査出願書類の提出部数

1、審査出願書 二部

2、履歴書 三部

3、出願資格を証明する資料各二部(一部は写でもよ)

5)

4、過去の業績報告書 三部

00584

5、文献

あれば適宜

五、専門項目二以上につき受審しようとする者は前項の審査出願書類を専門項目別にそれぞれ定められた部数を提出するものとする。

六、出願書及び課題答案の提出先

鳥取市東町 鳥取県農林部農業改良課

七、審査出願資格

(一) 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上、公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において、試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(ロ) 旧制専門学校、新制短期大学等はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農

業又は家政に関する課程を修了した者又は実業学校教員検定規程、中学校高等女学校教員検定規程及び専門学校卒業程度検定規程による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者で卒業又は合格後六箇年以上、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(三) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等学校又は外国におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定規程及び専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体、法人の組織(外国に

00585

あるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。
八、受審資格の有無決定

- 1、期日 昭和二十七年七月五日までに決定する。
- 2、受審有資格者には受審票を送付する。

様式(一)(用紙半紙)

審査出願書

本籍地

現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

私儀○○○の項目について専門技術員の審査を受けたいので書類を具して願ひ上げます。

年 月 日

右

氏

名

知事宛

様式(二)(用紙半紙)

履歴書

本籍地

現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

学業

一、年月 何学校何科何学年に入学

一、年月 何学校何科卒業(又は何学校中途退学)

業務

一、年月 何官拜職命若しくは何業に従事

(職務内容を詳細に且つ明確に記載すること)

一、年月 何事由により退官若しくは廃業

賞罰

一、年月 何事由により何賞何罰を受く

身上に関する件

一、年月 何事由により改氏名等

(記載注意)

00586

一、賞罰は経歴上特に重要な事項。

一、身上に関する事項は氏名の変更等身上の異動を記載すること。

業務記載例

一、就業年月日

二、離職又は転職年月日

三、右の継続して従事した期間、何年何箇月

四、職務及び試験研究の内容

イ、職 名 例えば何々果技術吏員(二級)

ロ、内 容 稲の栽培法改良に関する試験

ハ、勤務機関名 何々果農業試験場

様式(三)

過去の業績報告書様式及び記載例

A 一、所属機関名 農林省○○農業試験場

二、職 名 農林技官

三、職務内容 試験研究

四、研究事項とその概要

水稻に関する事項—温床育苗による葉稻熱病耐

病性の早期検定につて

(一) 研究期間

自昭和 年 月至昭和 年 月

(二) 発表場所又は発表書籍名とその年月

○○学会において発表(農学 年 月号より 月号までに掲載)

(三) 共同従事者の有無及び受持区分

なし

四、備考

B 一、所属機関名 ○○農林専門学校

二、職 名 教授

三、職務内容 教育

(一) 担当科目名

飼料学、家畜飼養学

(二) 担当期間

飼料学八年三箇月、家畜飼養学三年

四 備考

家畜飼養学は飼料学の担当中に併せて教育する

00587

C 一、所属機関名 ○○県農業会
 二、職 名 ○○県農業会技師
 三、職務内容 普及事業
 (一) 乳牛の飼養管理
 (1) 係名及び地位その他
 ○○郡農業会畜産係に技術員として奉職
 (2) 従事年数
 一四年
 (3) 指導の内容及び地域
 ○○郡一円の実地指導
 (二) 家畜の飼養管理
 (1) 係名及び地位
 ○○県農業会畜産課畜産係 係長
 (2) 従事年数
 六年
 (3) 指導の内容及び地域
 主に乳牛その他中、小家畜の導入について係長として勤務県内○○割は実地指導

四、備考
 ○○県農業会乳牛係長を歴任後○○農学校畜産学講師として奉職(この場合Bの様式によつて項を改め記入)
 D 一、所属機関名 ○○立○○牧場
 二、職 名 業務主任
 三、職務内容 実務
 (一) 従事の内容
 家畜の改良増殖及び畜産製造業
 (二) 飼養家畜の種類及び頭数(年平均)
 乳牛 一五頭
 豚 三〇頭
 (三) 従事年数
 一〇年
 (四) 業績発表
 雑誌○○年 月号に発表
 四、備考
 牧場総面積

00588

記載注意
 一、所属機関名及び職名は現在又は最終のものを記入のこと。
 二、主な試験研究等についてはその内容を知り得る説明書又はできれば別に書籍を添付のこと。
 三、職務内容の変更(試験研究から普及事業え)あつた時は項を改め記入のこと。
 四、各事項の内容はでき得る限り詳細に記入し事項目に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

○施設地 反 ○農地 町
 ○放牧地 町 ○その他 町
 計 町 反 町

鳥取県告示第二百八十九号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のよう

に指定した。
 昭和二十七年六月六日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名称	所在地	氏名	指定年月日
内科	財団法人西伯郡所子村字所	笠木慶治	昭和二十七年五月一日	
小児科	所子診療所	子		
外科	堀井 医院	庄内村	堤井 度	
整形科	都田 医院	境町京町	都田寅三	

鳥取県告示第二百九十号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医に次のような異動があつた。
 昭和二十七年六月六日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所	異動事由氏名	異動年月日
内、小科	山本 西伯郡大 西伯郡中 診療所	山本 晴久	昭和二十七年四月一日
科	医院 篠津村一 浜村 変更		

内、小科 鳥取市吉 大阪市西 小橋 正夫
 皮膚科 医院 方九〇 成区姫松 通り一丁目

鳥取県告示第百九十一号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県木工業振興対策審議会規程

(昭和二十四年五月鳥取県告示第百四十三号)

鳥取県中小企業振興資金融資委員会規程

(昭和二十四年十二月鳥取県告示第七百十九号)

鳥取県告示第百九十二号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十三の規定に基き條例の廃止を認可した。

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を廃止する村 認可年月日

八頭郡隼 村 昭和二十七年三月三十一日

大御門村 三月三十一日

鳥取県告示第百九十三号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十三の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 認可年月日

八頭郡隼村外一ヶ村 昭和二十七年三月三十一日

00590

鳥取県告示第百九十四号

次の通り造林地の指定を解除した。

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番地	造林地の所在	地目	地積	指定年月日	変更計 年月日	解除年月日	変更の 内容	変更解除の理由	備考
二八七	東伯郡高城村大字 河來見字倉切谷一 〇〇九ノ一二二	原	野五畝歩	二七、三、三二	二七、六、六		伐採跡地等報告 書提出当時と事 情が著しく変化 した爲	所有者 東伯郡古布庄村 大字三本杉 御古 淺藏	

正 誤

昭和二十七年二月十五日鳥取県告示第六十八号中誤りがあるので次のとおり訂正する。

頁 番号 誤 正
 八 7 // 越城野原ノ三一、二七〇 // 越城野原ノ三 三七〇ノ一

00589